

コミュニティバス新規路線の検討について

コミュニティバスの新設については、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン（平成24年3月27日策定）」を継承した、第1次計画に定められておりますが、ガイドラインに沿わない新設要望もあることから、一定の整理を行い、第2次計画において新設の条件等をわかりやすく示すことが必要である。

1. 導入条件について

現在のガイドラインでは、導入までに以下3つの条件が定められている。

- (1) 地域住民による地域組織の形成
- (2) ルート設定条件を満たした路線の設定
- (3) 実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす

(1) 地域住民による地域組織の形成

コミュニティバス等の導入にあたっては、新設を希望する地域が中心となって検討・取り組む姿勢があることが必須であり、実際にコミュニティバス等の検討や運行協力等に携わる地域組織の形成が必要である。

○地域組織の役割等について

- ・地域組織は、自治会・老人会等を基本とし、代表者を1名選出
- ・コミュニティバス等導入検討申請書の作成・提出
- ・意向利用調査実施時の事前準備、協力依頼及び調査票の配布の実施
- ・木津川市と協力した運行計画の立案
- ・地域の沿った利用促進施策の実施（実証運行準備時）
- ・利用促進の実施、運行協力、利用実態調査の協力（実証運行開始時）

(2) ルート設定条件を満たした路線の設定

ガイドラインでは、ルートの設定条件として、「地域公共交通ネットワークが改善される」「路線発着点の1つを鉄道駅あるいは既存路線バスの停留所とする」こととし、予約型乗合タクシー（デマンド路線）運行の休廃止をされたルートを基本としている。

現時点では、予約型乗合タクシー（デマンド路線）が休廃止されていないことから、新たな路線の設定には地域の実情・交通状況等を考慮した条件を追加する必要がある。

○路線の検討について

下記①、②いずれかの条件を満たしたルートの基本とする。

- ①既存民間路線等の運行が休廃止されたルート
- ②他の公共交通との競合がなく、地域特性・まちづくりを踏まえ、将来にわたって地域公共交通を向上させるもの。

(3) 実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす

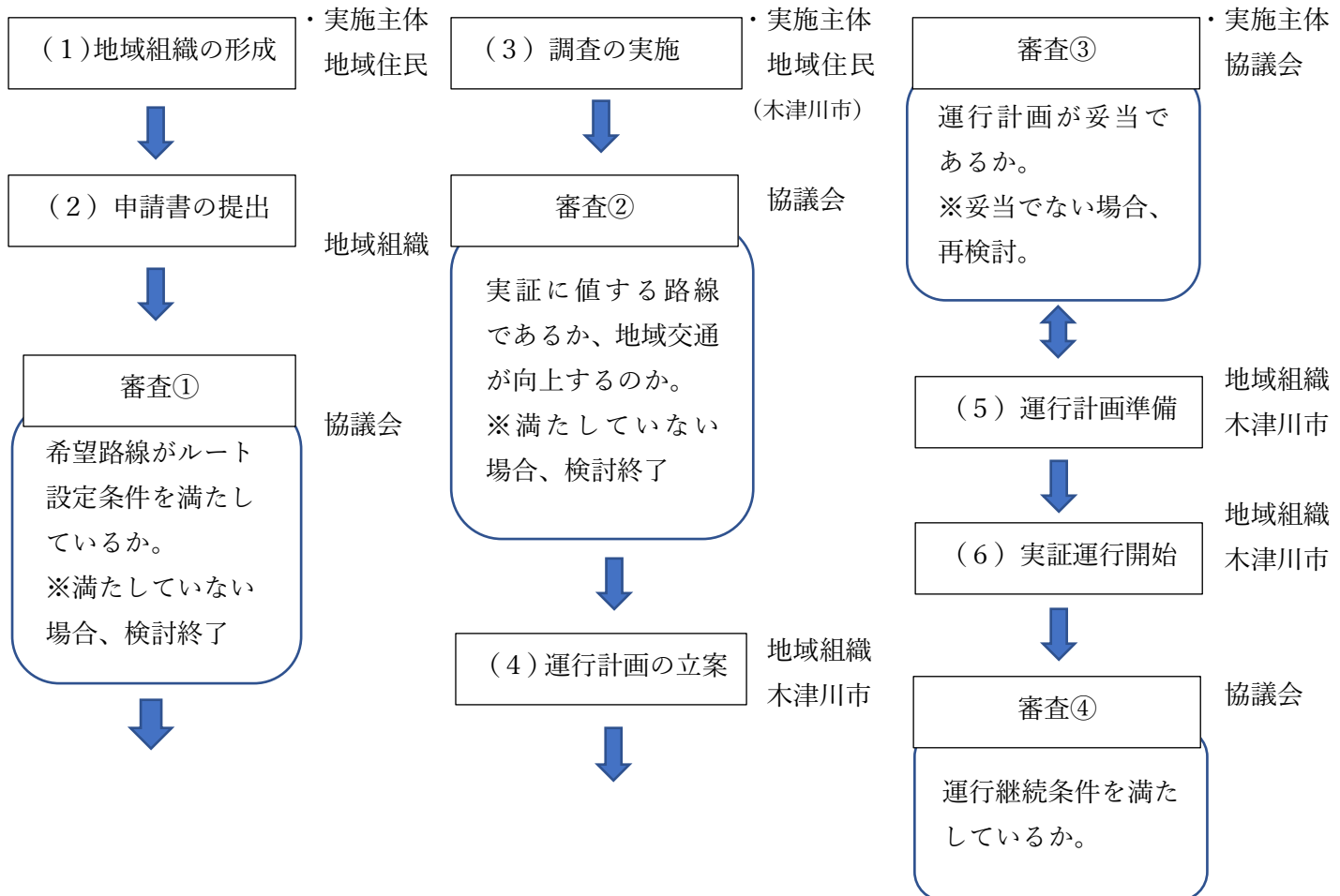
コミュニティバスの実証運行中に、運行の継続条件を満たさなければならぬとしており、継続条件については協議会において十分な議論がされていることから、同様に扱うものとする。

○運行継続条件

コミュニティバス 1便当たり 1.25人以上とする。

2. 新規路線検討の流れ

コミュニティバス等の新設にあたっての流れは、上記を踏まえ、以下のとおりとする。



(1) 地域組織の形成

地域住民は、コミュニティバス等の新規路線導入検討を進めるにあたり、主体となって調査・運行協力を携わる地域組織を形成する。

木津川市は、組織形成にあたり地域から要望を受けた際は、地域ワークショップを開催し、地域の交通事情等を説明する。

(2) 申請書の提出

地域組織は、代表者及び構成員、希望者、導入を検討する理由等について記入した「コミュニティバス等導入検討申請書」を木津川市に提出する。

(3) 調査の実施

地域住民は、主体となり木津川市と協力して、希望路線沿線住民を対象にコミュニティバスの利用意向調査を実施するほか、沿線地域の交通課題の抽出や希望路線のコミュニティバス等の運行可否について実態調査を実施する。また、利用意向調査実施の際、地域組織は沿線地域における調査の事前周知や協力依頼（調査票の配布等）を行う。

(4) 運行計画の立案

地域組織及び木津川市は、コミュニティバスの等の運行計画の立案を行う。必要に応じて、運行事業者も参加し、運行本数やダイヤ、料金体系・サービスレベルや、周知方法等の利用促進施策についても検討する。

(5) 実証運行の準備

地域組織は、バス停位置に対する地域の合意形成や利用促進策の準備を行う。

木津川市は、交通事業者の選定、運行ルート上の安全確認、事業許可申請を行う。

(6) 実証運行の開始

実施運行開始後、地域組織は、利用促進活動の実施や運行に対する協力（運行負担金の収集）、利用実態調査の協力（調査票の配布）を行う。

木津川市は、調査票の作成や運行実績の収集・報告を行う。